

憲 法 (100 点)

第 1 問

A (25 歳女性) は、歓楽街の路上で売春の勧誘を繰り返したとして、売春勧誘罪 (売春防止法 5 条 1 号) により第一審で懲役 6 月執行猶予 3 年の有罪判決を受けるとともに、補導処分 (同法 17 条以下) に付された。控訴した A は、売春勧誘罪および補導処分制度は違憲であると主張した。

この主張についてどのように判断すべきか、論じなさい。

【参照条文】

○婦人補導院法第 2 条

婦人補導院で行う補導は、規律ある生活のもとで、在院者を社会生活に適応させるために必要な生活指導及び職業の補導を行い、並びにその更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行うものとする。

在院者に対する生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、家事その他の基礎的教養を授け、その情操を豊かにさせるとともに、在院者が勤労の精神を身につけ、その他自主自立の精神を体得するように、これを指導するものとする。

補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を考慮して、その者に最もふさわしい方法で行わなければならない。

第 2 問

政治資金の公明性を確保し、民主政治の健全な発展に寄与することを目的として、政治資金規正法を改正し、政党 (同法 3 条 2 項に定めるものをいう) に対して、毎年、次の事項を総務大臣に報告するよう義務づけたとする。

① 党費を納入した者すべての氏名、納入額および納入の日時

② 寄附をした者すべての氏名、寄附額および寄附の日時

③ 政治資金パーティーの対価の支払をした者すべての氏名、支払額および支払の日時

この政治資金に関する規律の合憲性について論じなさい。

【参照条文】

○政治資金規正法第 3 条第 2 項

この法律において「政党」とは、政治団体のうち次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を五人以上有するもの

二 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上であるもの